

熊本地方裁判所委員会（第28回）議事概要

日時 平成25年5月8日（水）午後1時30分～午後3時30分

場所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 民事調停制度について

出席者

（委員）飯尾葉子，岡健児，箆島一也，久保浩，蔵野信也，古城里美，隅川緑，高橋慶明，永松健幹，中村信二，西村まりこ，増田隆久，森元末光，山崎広道（五十音順，敬称略）

（説明者）澤谷熊本簡易裁判所判事，岩下熊本簡易裁判所庶務課長，金嶋熊本簡易裁判所主任書記官

（事務担当者）山本事務局長，吉田民事首席書記官，髭野事務局次長，北原総務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 委員紹介

第4 議事

1 簡易裁判所及び民事調停制度の概要について説明（岩下熊本簡易裁判所庶務課長）

2 民事調停制度の広報活動の現状について説明（北原総務課長）

3 調停室，待合室等の施設見学

見学の途中で前回の意見等を踏まえ，裁判所の案内表示を見直した旨説明した。

4 意見交換及び質疑応答【 = 委員長， = 委員， = 説明者】

- (1) 民事調停手続について（よりよい調停をするためにはどうすればよいか。）

民事調停事件が減少している理由は何か。

特定調停事件の大幅な減少が調停事件全体の減少に繋がっている。特定調停事件が減少した理由は、はっきりしないが、他の機関の紛争解決手段を利用していることも考えられる。

貸金業規制法施行以降の借入は、特定調停事件を利用しても支払額の減額が見込めないこと、総量規制により、個人の借入額が制限されたため、個人が大きな負債を負うことがなくなったことも事件減少の理由ではないかと思われる。

民事調停事件の減少に伴って調停委員の人数も減っているのか。

調停委員はそれほど減っていないため、各調停委員の担当事件数が減少している。ただし、調停委員が退任した後は後補充をしないことも少なくない。

調停に代わる決定による事件解決が多い理由は何か。

貸金業者を相手方とする特定調停事件では、支店が熊本にない相手方は出頭しないことが多いため、調停委員等が相手方に電話して、話がまとまった場合（もう少しでまとまりそうな場合も含む。）には、調停に代わる決定をしている。

調停が巧い調停委員のノウハウを他の調停委員に紹介するような機会はないのか。

調停事件では、2名の調停委員が指定されるため、いろいろな調停委員と一緒に調停事件を担当することで他の調停委員のノウハウを知ることができる。その他、事例研究の研修会なども実施している。

調停協会主催の研修会はどのくらいやっているのか。

全体会議と10人程度で行う研修会を合わせると年3～5回実施している。

調停委員に無職の人が多いのはなぜか。

主婦や会社等を退職した人が含まれているからであり、専門的分野の知識がある人であっても会社を退職した人は無職として扱うことになるからである。

宅地建物，農事，商事，交通，公害等の調停事件には，その調停に適した調停委員が選ばれているのか。

交通調停事件については，損害保険会社の勤務経験がある調停委員を，宅地建物調停事件については，司法書士又は土地家屋調査士を必ず1名指定している。

民事一般調停事件のうち医療過誤に関するものについては，医師と弁護士を調停委員として指定している。このような調停事件では，裁判官と調停委員2名により構成される調停委員会において証拠などを精査し，法的判断をした上で，解決案を提示することがある。

調停委員はどのようにして発掘しているのか。

各種専門家が所属している団体に推薦依頼したり，個別に調停委員に紹介してもらったりしている。

宅地建物調停事件は，どのような内容のものが多いのか。

賃料請求，建物明渡請求，敷金返還請求などが多い。

調停委員の任期は何年か。

2年だが，再任する人がほとんどである。

調停委員を忌避することはできるのか。

法改正により除斥及び回避という手続ができたが，実際にそ

のような手続を採られた経験はない。

調停委員に対しては、依頼する段階で当事者との関係性の有無を確認している。

調停事件に弁護士が代理人として付く割合はどの程度か。

平成24年度に熊本簡易裁判所で終局した事件のうち、約12%の事件で弁護士が代理人として関与していた。また、認定司法書士が代理人として関与した事件も約2%あった。

それ以外の事件は代理人を付けずに調停申立をしているのか。

簡易裁判所には代理許可制度があり、許可を受ければ、弁護士や認定司法書士でない者が代理人となることができる。

弁護士としてどのような場合に調停手続を勧めているか。

調停事件では、調停委員会を介して、自分が言いたいことを相手に伝えることができるので、自分が言いたいことを相手に伝えて欲しいという場合に調停手続を選択する場合もある。白黒はっきりさせたいという人には勧めていない。

弁護士会や司法書士会には調停手続と似た制度があり、弁護士会では紛争解決センターというものを作っている。調停手続における調停委員と同じように斡旋人が間に入る手続ではあるが、話合いの時間や場所に融通が利く上、費用も一律1万5000円となっている。また、訴訟になればこうなるという話もできる。ただし、調停事件では、調停調書や調停に代わる決定書に基づいて強制執行が可能であるが、弁護士会の制度では基本的に強制執行ができない。

他のADR（裁判外紛争解決手続）と調停との違いについて説明すれば、調停制度は、司法機関たる裁判所が設営する紛争解決手段である点に特色がある。単なる「話合いによる解決」

だけではなく、調停には、裁判官も関与しているので、「法的判断に裏付けられた合理的解決」も可能である。裁判官が関与して積極的に解決案を提示することにより、裁判官の有する法的知識・経験と、調停委員が有する健全な良識や豊富な社会経験を結集して紛争解決に当たることができるものと考えている。そして、調停には執行力がある。

さらに、調停手続は廉価であり、迅速に解決されるという効用もあると考えている。

(2) 民事調停制度の広報活動について

裁判所としては利用者拡大のためにリーフレットを配布したり、インターネットを利用したりしているが、調停協会では何か取り組んでいることはないか。

年3回、公民館で無料法律相談を開催し（これまでに7回開催）、調停制度の利用を勧めたりしている。前回の法律相談では貸金、近隣関係、交通事故などの相談が20件あり、次回は6月に予定している。

他にも利用者拡大のためのアイデアはないか。

普通の人には調停制度がどういうものかを知らないもので、こういうケースで調停を利用したという「人の声」のようなものがあれば利用しやすいのではないか。

国民の権利意識の高まりや法曹人口の増加から、調停制度を利用すべき事件は潜在的に相当数あると思われるが、実際の事件数の増加には結びついていない。特に請求額が低額の事件については費用対効果の面からも調停手続を利用してはどうかと思うが、そのような場合に調停手続を勧めたりしていないのか。

請求額がかなり低額の場合には調停手続を勧めているが、相手が出頭しない場合や平日に裁判所に来ることが難しい人には勧めていない。

法的というよりは感情的な調整が必要な私人間の紛争の場合に調停手続や司法書士会のADRを利用してはどうかと考えている。紛争解決の有力な手段の一つとして調停手続を利用するという事も考えていきたい。

地裁委員会に参加して、裁判所は意外にフレンドリーというか、裁判所がこのように門戸を開いていることにびっくりした。ただ、一般市民にとって裁判所は敷居の高いところなので、もっといろいろなところでアピールしてもらいたい。例えば、宅建業界や地元の不動産業者にパンフレットを配布したり、宅建業界の研修会で説明したりしてもいいのではないか。

前回地裁委員会で皆さんからいただいた御意見等に基づき、サイン（案内表示）をフレンドリーなデザインのものに変更したことも裁判所が門戸を開いているという印象を持っていただけな理由かと考えており、地裁委員会の皆さんには大変感謝している。今回の御意見も参考にさせていただきたい。

第5 次回開催日

平成25年11月27日午後1時30分～午後3時30分

第6 次回のテーマ

裁判員制度について